

障害者差別解消法の成立

障害のある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目的として、平成 28 年 4 月 1 日より「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

品川区では、品川区職員が障害のある方に適切に対応するため、「品川区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を策定しました。

【障害者差別解消法の概要】

この法律は、国や地方公共団体、会社やお店などの事業者に対して「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を義務付けています（民間事業者は努力義務）。

【対象となる障害者】

この法律でいう障害者とは、障害者手帳を所持している方だけでなく、心身の機能の障害があり、社会の中にあるバリアによって日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人も対象になります。

【不当な差別的取扱いの禁止】

障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービス等の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付するなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止しています。

例えば、

- ・障害があることを理由にサービス提供を拒否する。
- ・障害を理由に対応の順番を後回しにする。

【合理的配慮の提供】

障害者から社会的障壁を取り除いてほしいという意思が伝えられた場合は、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁を取り除くために、必要かつ合理的な配慮を行うことが義務付けられています。

例えば、

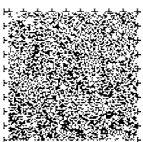
- ・段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をしたり、スロープを配置する。
- ・窓口等において、筆談、読み上げ等のコミュニケーション手段を用いる。
- ・多人数の中にいることで緊張等による発作等がある場合、状況に応じて別室を用意する。

【品川区障害者差別解消法ハンドブック】

多くの方に障害および障害のある方への理解を深めていただくため、ハンドブックを作成しています。障害者福祉課窓口等で配布しています。

お問い合わせ

- 障害者福祉課障害相談支援担当 電話 5742-6711 FAX 3775-2000
- 障害者福祉課障害者施策推進担当 電話 5742-6762 FAX 3775-2000



東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が平成30年10月に施行されました。

「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」のポイント

① 「合理的配慮の提供」の義務化

障害者差別解消法において、民間事業者の「合理的配慮の提供」は努力義務ですが、都条例では、差別解消の取り組みを一層進めるため、義務化されました。

	障害者差別解消法		東京都条例
	行政機関	民間事業者	行政機関・民間事業者
不当な差別的取り扱い	禁止	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務	義務

② 広域支援相談員の設置

障害を理由とする差別解消に関する知識経験のある「広域支援相談員」が東京都に設置されました。障害者、家族、関係者からの相談のほか、事業者からの相談も受け付けています。

東京都障害者権利擁護センター（広域支援相談員）

TEL：03-5320-4223（電話対応時間 平日午前9時～午後5時まで）

FAX：03-5388-1413

メールアドレス：syougaisyakenriyogo@section.metro.tokyo.jp

なお、広域支援相談員に相談しても、紛争事案が解決されない場合の紛争解決の仕組みとして、あっせん、勧告及び公表の手続きを設けています。

